

（前照灯）

第六十四条 平成十年三月三十一日以前に製作された原動機付自転車（輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であって平成九年十月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車を除く。）については、保安基準第六十二条第二項及び第三項の規定並びに細目告示第二百四十四条、第二百六十条及び第二百七十六条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 前照灯は、夜間前方十五メートル（最高速度二十キロメートル毎時以上の第二種原動機付自転車に備えるものにあつては、五十メートル）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
 - 二 前照灯の照射光線は、原動機付自転車の進行方向を正射し、その主光軸は、下向きであること。
 - 三 前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であること。
 - 四 前照灯の取付位置は、地上一メートル以下であること。
 - 五 光度が一万カンデラ以上の前照灯にあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造であること。
- 2 昭和三十五年九月三十日以前に製作された原動機付自転車については、前項第一号かっこ書の規定は、適用しない。
- 3 昭和三十五年九月三十日以前に製作された原動機付自転車については、第一項第四号の規定は、同号中「取付位置は、地上一メートル以下であること。」とあるのを「照射光線の主光軸は、前方十五メートルにおける地面からの高さが一メートルをこえないこと。」と、同項第五号の規定は、同号中「光度が一万カンデラ以上の」とあるのを「光源が二十五ワットをこえる」と読み替えて適用する。